

件名	29 陳情第5号 陳情書
<p>1 陳情の趣旨 瑞穂町契約事務規則を改正し、第5条（有資格者情報）に対する不服申し立ての条文を設けることを求める。</p> <p>2 陳情の原因 瑞穂町契約規則第5条（有資格者情報）は、「町長は、前条の規定に基づく申請を待って、その者の資格の審査を行い、格付を行うとともに、その資格を有する者に係る情報を資格審査サービスに登録するものとする。」と定めている。</p> <p>3 陳情の理由 瑞穂町契約事務規則第5条における「町長」は、行政事件当事者である行政処分機関としての行政庁であり、民事事件当事者としての瑞穂町代表者としての瑞穂町長ではない。この2者は、別人格である。</p> <p>判例では、契約準備行為論により「行政処分ではない」とされている例もある。</p> <p>しかし、「格付けを行政処分とみて、行政争訟の対象とすることが考えられてよい」と碓井光明（東京大学名誉教授、明治大学法科大学院教授）が述べている。</p> <p>同教授は、『要説 自治体財政・財務法〔改訂版〕』（1999年 学陽書房）で次のように述べている。</p> <p>①「格付けを行政処分とみて、行政争訟の対象とすることが考えられてよい。」 【資格がない旨の通知を受けたとき又は格付けに不満があるときに、申請人が救済を求めることができるか否か、という点について考えてみよう。</p> <p>契約締結に至る過程における自治体の諸行為は、私法契約の一環であることを重視するときには、行政処分といえないとされやすい。しかしながら、自治体の需要は、地域経済に大きな位置を占め、落札できるか否かが、地域の受注希望企業等の死活を決めるといっても過言ではない。</p> <p>こうした現状に鑑みるならば、格付けを行政処分とみて、行政争訟の対象とすることが考えられてよい。かりに行政不服審査法の対象にならない行為であるとしても、自治体が自主的に申請人からの異議等を審査する体制を整えておく必要がある。】（225頁）</p> <p>②「私は、現行法において行政処分とみることも可能と考える。」 【契約締結過程における自治体の重要な意思決定行為（資格認定、指名、非指名、氏名停止、落札者決定など）を行政処分として構成し、行政争訟の対象にすることを検討する必要がある。私は、現行法において行政処分とみることも可能と考える。自治法に基づく自治体の契約締結に関する判断行為であって、それは、私的自治や契約自由の範囲外の行為とみられるからである。ただし、現在の判例・学説の不透明な状況に鑑みると立法的に行政処分性を明確にすることを主張したい。】（229頁）</p>	

※原文のまま掲載しています。